

第4回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成19年8月24日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員、安形敏男委員、佐藤庄一委員、長屋孝美委員、森野次郎委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 大須賀俊裕、行政課主幹 鈴木伸幸、行政課長補佐 古池弘人、行政課情報公開グループ主査 藤原裕一、行政課情報公開グループ 大漣伸一、同 坂上 昇、同 渡部裕也、同 西口 勝、同 大林明日香

5 説明を行うため出席した職員

高齢福祉医療課長補佐 佐野元春、高齢福祉医療課 加藤陽介
保健予防課主幹 鈴木美幸、保健予防課 加藤芳恵

6 会議に付した事項

○個人情報の例外的取扱いについて

諮問第6号「シルバー優待カード贈呈事業」

諮問第7号「1歳6ヶ月児健康診査未受診児調査」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関意見陳述
- ・審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介
- (2) 会長の互選、職務代理者の指名
会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員
- (3) 会議及び会議録の公開について
公開とする。
- (4) 運営審議会の役割について

2 個人情報の例外的取扱いについて

○シルバー優待カード贈呈事業

○1歳6ヶ月児健康診査未受診児調査

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関の説明

<概ね諮問書のとおり>

(3) 質疑及び審議

- ・諮問第6号と諮問第7号は別々に答申をするのか。
- ・答申は別になるが、類似案件のためほぼ同様の内容で答申をすることになると思われる。
- ・民生委員法には罰則規定がないため、民生委員及び児童委員の守秘義務がどのように担保されるのか不明確である。当該委員に委嘱をする際、守秘義務に関し誓約書を書く等の手続はとっているか。
- ・民生委員及び児童委員に委嘱をする際、誓約書を書くといった手続はとっていない。
- ・民生委員と児童委員は別なのか。
- ・別であるが、兼任している人もいる。
- ・保健予防課の健康診査は1歳6ヶ月児のみなのか。
- ・0歳児及び3歳児にも健康診査を行っているが、主任児童委員が家庭訪問をするのは1歳6ヶ月児の健康診査のみである。
- ・これまで2つの事業について個人情報保護条例第9条第2項第5号を根拠にしていたということだが、明らかに本人の利益になるというのは誰が判断するのか疑問がある。
- ・当該2つの事業における個人情報の例外的取扱いには賛成であるが、運用上個人情報の取扱いについて注意を促す等の対策を講じ、無制限に情報が流出しないよう十分留意すべきである。

- ・対象の個人情報は文書で提供するのか、電子データで渡すのか。
- ・文書で手渡しをし、業務終了時には文書を回収している。
- ・守秘義務に対する罰則規定がない以上、個人情報の取扱いについて注意書きをつけたり、また文書のコピー自体ができないようにするなど対策をしてはどうか。
- ・個人情報が漏れることばかりを恐れているはこの事業が成り立たなくなり、弱者を守る業務に支障が出てしまう。市役所の業務の一つとして民生委員及び児童委員をある程度信用する必要もある。
- ・担当の民生委員・児童委員は公になっているのか。
- ・住所、氏名及び電話番号は、家庭毎に配布しているが、顔写真までは掲載していない。
- ・当該事業において個人情報上何らかのトラブルがあった場合、行政としてできることはすべて行ったと証明できるようにしておかなければならない。口頭による説明だけではなく、書面で注意書きを渡すなど記録が残る措置をすべきである。
- ・当該事業において、民生委員及び児童委員へ個人情報を提供することを認める。ただし、個人情報の提供をする際は、書面でその取扱いについて注意を促す等、情報漏洩への対策を講ずることを求める。